

茨城工業高等専門学校運営会議規則

〔昭和45年4月1日
制 定〕

第1条 この規則は、茨城工業高等専門学校教員組織規則第16条第2項の規定に基づき、運営会議に関する必要な事項を定めるものとする。

第2条 運営会議は、校長の諮問に応じ、次の各号に掲げる重要事項を審議し、校務の円滑な運営を図ることを目的とする。

- (1) 目的、教育理念及び方針に関すること。
- (2) 組織・運営、財務・施設等に関すること。
- (3) 教務に関すること。
- (4) 学生の厚生補導に関すること。
- (5) 寄宿舎の管理運営及び寮生の指導監督に関すること。
- (6) 専攻科に関すること。
- (7) 研究活動、産学連携及び社会連携に関すること。
- (8) 広報に関すること。
- (9) 自己点検・評価に関すること。
- (10) その他校長が必要と認めた事項に関すること。

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 各副校長
- (3) 各センター長
- (4) 国際創造工学科長
- (5) 各系長及び各部長
- (6) 各室長
- (7) 事務部長

第4条 校長は、運営会議を招集し、その議長となる。

第5条 運営会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第7条 運営会議の事務は、総務課において処理する。

附 則

1 この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

2 茨城工業高等専門学校主任会議規則（昭和42年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年1月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年6月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年11月1日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年7月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月25日一部改正）

この規則は、令和8年3月25日から施行する。

附 則（令和8年5月26日一部改正）

この規則は、令和8年5月26日から施行する。